

**確定申告書の提出期限の延長の特例
（法人税法第75条の2第1項第1号）
の適用を受ける場合の申請書の記載例**

この記載例では、確定申告書の提出期限の延長の特例（法人税法第75条の2第1項第1号）の適用を受ける場合の申請書の記載例を示しています。
申請を行う際の参考にしてください。

《目 次》

○ 改正の趣旨	1
○ 改正の概要	1
○ 申請に当たっての留意点	3
○ 具体的な事例に基づく記載例	
【事例1】定時株主総会の招集時期を特定の月とする場合	4
【事例2】定時株主総会の招集時期を議決権の基準日から3月以内とする 場合	6

略 語

法	所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）による改正後の法人税法
法規	法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年財務省令第36号）による改正後の法人税法施行規則
旧法	所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）による改正前の法人税法
法基通	平成29年6月30日付課法2-17ほか1課共同「法人税基本通達等の一部改正について」（法令解釈通達）による改正後の法人税基本通達

(注) このパンフレットは、平成29年8月31日現在の法令に基づいて作成しています。

○ 改正の趣旨

企業と株主・投資家の充実した対話の促進という観点から、平成 27 年 6 月に株式会社東京証券取引所が公表した「コーポレートガバナンス・コード ～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」においては、上場会社は、株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきであるとされ、また、『日本再興戦略』改訂 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）において、企業が適切な総会日や議決権の基準日の設定を行うこととされ、「日本再興戦略 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）」においても、対話を重視する企業が株主総会の日程や議決権の基準日を欧米諸国等の状況と比較しても合理的かつ適切に設定するための総合的な環境整備の取組を進めることとされています。

上場企業におけるこれまでの実務では、議決権の基準日と決算日を一致させ、会社法の規定に従い、その日から 3 月以内に株主総会を開催していたところですが、上記のような情勢を踏まえ、議決権の基準日を決算日後の日に設定することで、決算日（事業年度終了の日）の翌日から 3 月を経過する日後に株主総会を開催することが想定されます。そこで、平成 29 年度税制改正により、法人税の確定申告書の提出期限について、一定の要件を満たす場合には、最大 4 月間の延長を認めることとされました。

○ 改正の概要

平成 29 年度税制改正前においては、確定申告書を提出する法人が、会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由により決算が確定しないため、その事業年度以後の各事業年度の確定申告書をその提出期限までに提出することができない常況にあると認められる場合には、税務署長は、法人の申請に基づき、各事業年度の確定申告書の提出期限を 1 月間（特別の事情による場合には、税務署長が指定する月数の期間）延長することができることとされていました（旧法 75 の 2 ①）。

この制度について、平成 29 年度税制改正により、以下の改正が行われました。

(1) 確定申告書の提出期限の延長の特例を適用することができる場合の見直し

確定申告書の提出期限の延長の特例（以下「本制度」といいます。）の適用を受けることができる場合は、定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの（以下「定款等」といいます。）の定め又はその法人に特別の事情があることにより、その事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から 2 月以内にその各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合とされました。

この場合には、税務署長は、法人の申請に基づき、各事業年度の確定申告書の提出期限を 1 月間（下記(2)イ又はロに該当する場合には、それぞれに定める税務署長が指定する月数の期間）延長することができることとされました（法 75 の 2 ①）。

(2) 延長期間について税務署長の指定を受けられる場合等の見直し

延長期間について税務署長の指定を受けられる場合は次のイ又はロの場合とされ、延長期間はそれぞれ次のとおりとされました。

イ 会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めによりその事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から 3 月以内にその各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合（法 75 の 2 ①一）

この場合の延長期間は、その定めの内容を勘案して4月を超えない範囲内において税務署長が指定する月数の期間とされました。

- ロ 上記(1)の特別の事情があることによりその事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から3月以内にその各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合（法75の2①二）

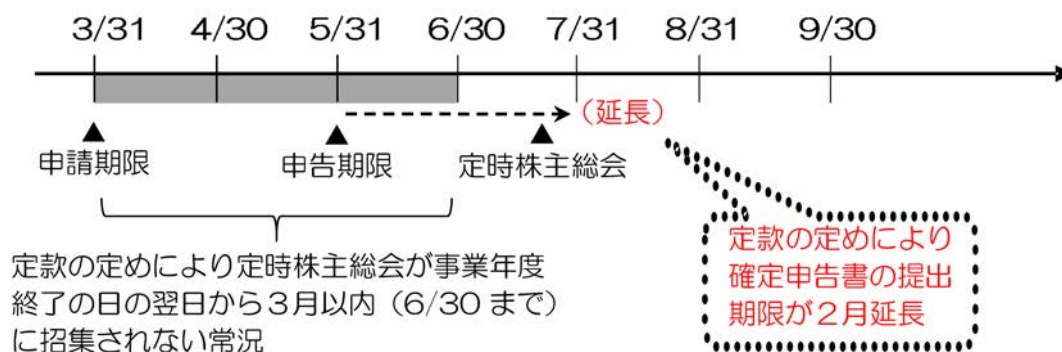
この場合の延長期間は、税務署長が指定する月数の期間とされました。

《上記(2)イのイメージ図》

(3月31日決算の株式会社の場合)

定款の定め：「当会社の定時株主総会は、毎年7月にこれを招集する。」

「当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年4月30日とする。」



(参考) 上記(2)イの場合において、会計監査人を置いている法人が次のような定款の定めをしているときは、4月を超えない範囲内で確定申告書の提出期限の延長月数の指定を受けることができます（法基通17-1-4の3）。

- (1) 定時株主総会を事業年度終了の日の翌日から3月を経過する日後の一定の期間内に招集する旨を定めている場合

〔定款の定め例（3月31日決算の株式会社の場合）〕

(招集)

第〇条 当会社の定時株主総会は、毎年7月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第〇条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年4月30日とする。

- (2) 定時株主総会の議決権の基準日を事業年度終了の日の翌日以後の特定の日とする旨及び定時株主総会を当該基準日から3月以内に招集する旨を定めている場合

ただし、事業年度終了の日の翌日から3月を経過する日までの間に定時株主総会が招集される場合は該当しません。

〔定款の定め例（3月31日決算の株式会社の場合）〕

(招集)

第〇条 当会社の定時株主総会は、議決権の基準日から3月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第〇条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。

(注) 定時株主総会の議決権の基準日を定款に定めていない場合は、定時株主総会を基準日から3月以内に招集する旨を定款に定めていたとしても、本制度の適用はありません。

〔定款の定め例（本制度の適用がないケース）〕

（招集）

第〇条 当社の定時株主総会は、議決権の基準日から3月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

※ 議決権の基準日についての定款の定めはなく、都度公告することとしている。

(参考) 本制度の適用を受ける場合の定款等の記載例等については、経済産業省のホームページ (www.meti.go.jp/press/2017/04/20170418004/20170418004.html) も併せてご参照ください。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（法81の24）。

なお、連結納税制度にあつては、上記「(1) 確定申告書の提出期限の延長の特例を適用することができる場合の見直し」について、各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に定時総会が招集されない常況にあると認められる場合の延長する月数の期間は2月間とされ、上記「(2) 延長期間について税務署長の指定を受けることができる場合等の見直し」について、各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内に定時総会が招集されない等の常況にあると認められる場合に、延長する月数の期間（定款等の定めによる場合は4月を超えない範囲内の月数）についての税務署長の指定を受けることができるとされています。

○ 申請に当たっての留意点

- ・ 申請は、本制度の適用を受けようとする事業年度の終了の日までに、所定の事項を記載した**申請書**を提出することにより行うこととされています（法75の2③、法規36の2）。
- ・ 定款等の定めにより、事業年度終了の日の翌日から2月以内に定時総会が招集されない常況にあることを理由に確定申告書の提出期限の延長を申請する場合には、申請書に**定款等の写し**を添付する必要があります（法75の2④）。
- ・ 例えば、株式会社が定時株主総会の招集時期に係る定款変更を行った場合において、定時株主総会を招集する期間が複数の月に及ぶなど定款の定めからは延長する月数が特定できないときは、**定時株主総会の招集時期が確認できる書類**を当該申請書に添付する必要があります（法基通17-1-4の3(注)2）。この添付書類としては、株主総会における定款変更議案の「提案の理由」として事業年度終了の日の翌日から3月を経過する日後の特定の月に定時株主総会を招集することが記載された『**株主総会参考書類**』、同日後の特定の月に定時株主総会を招集することが「集中日を回避した株主総会の設定」欄に記載された『**コーポレートガバナンス報告書**』、その他**変更後の定時株主総会の招集月が明らかとなる書類**（招集時期の変更を決議した取締役会の議事録など）が考えられます。
- ・ 本制度の適用を受けようとする事業年度の終了の日の翌日から15日以内に税務署長による提出期限の延長又は申請の却下の処分がなかったときは、提出期限の延長又は申請に係る月数の指定がされたものとみなすこととされています（法75の2⑤、法75⑤）。
- ・ 連結納税制度においても、上記と同様の点に留意してください（法81の24）。

○ 具体的な事例に基づく記載例

【事例1】 定時株主総会の招集時期を特定の月とする場合

法人名：株式会社A（上場会社）

資本金：10億円

決算日：3月末日（年1回）

申告期限：6月末日（申告期限の1月延長の適用有）

当社（株式会社A）は、株主・投資家との対話期間の確保のため、平成29年6月に開催した定時株主総会において、定款の定めを次のとおり変更した。これにより、今後の定時株主総会の招集時期が7月となることから、決算日（事業年度終了の日）の翌日から3月以内に定時株主総会が招集できない常況にあるため、確定申告書の提出期限を7月末日に延長する申請を行うことを予定している。

〈定款の定め〉

◀変更前▶

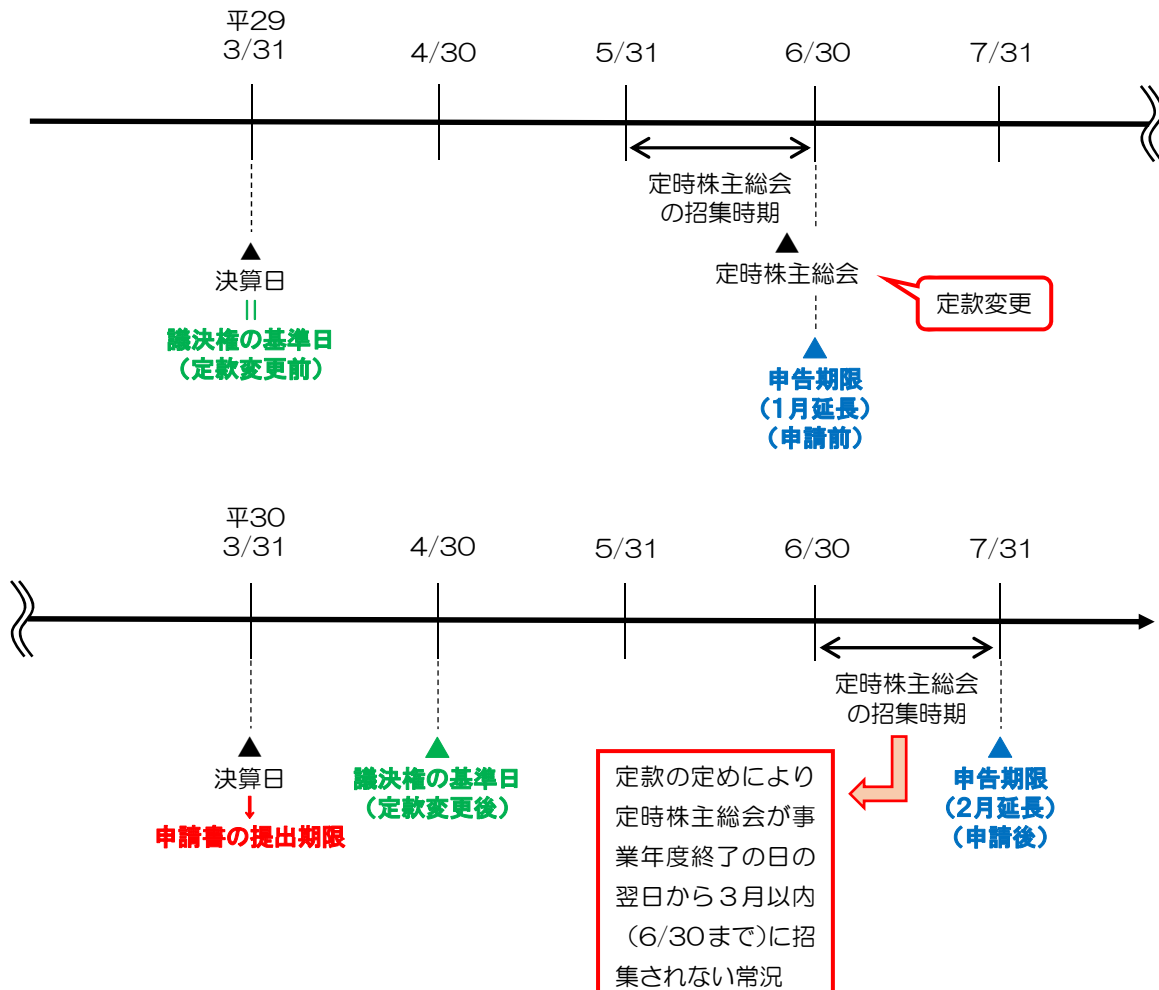
議決権の基準日：3月末日（決算日）
定時株主総会の招集時期：6月



◀変更後▶

議決権の基準日：4月末日
定時株主総会の招集時期：7月

〈イメージ図〉



【申請書の記載例（事例1）】

申告期限の延長の特例の申請書				※整理番号				
				※連結グループ整理番号				
<p style="text-align: center;">○年 ○月 ○日</p> <p style="text-align: center;">○○ 税務署長殿</p>	提出法人	納税地	〒××××-×××× 東京都○○区△△					
	<input type="checkbox"/> (フリガナ) 単 連 体 結 法 人 親 人 法 人	法人名等	カブシキガイシャ エー 株式会社 A					
		法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 ○○○○					
		代表者氏名	○○○○ ㊟					
		代表者住所	〒××××-×××× 東京都○○区□□					
		事業種目	○○○○ 業					
自平成29年 4月 1日 <input checked="" type="checkbox"/> 事業年度から法人税の確定申告書 至平成30年 3月 31日 <input type="checkbox"/> 連結事業年度から法人税の連結確定申告書		の提出期限の延長をし、延長月数の 指定若しくは指定の取消しを受け又は延長月数の変更をしたいので申請します。 記						
申告期限延長期間	(1) 申告期限が延長されていない法人							
	<input type="checkbox"/> 申告期限を1月（連結事業年度は2月）延長したい場合 <input type="checkbox"/> 申告期限の延長及び2月（連結事業年度は3月）以上の延長月数の指定を受けたい場合		その月数（ ）					
	(2) 申告期限が1月（連結事業年度は2月）延長されている法人							
<input checked="" type="checkbox"/> 2月（連結事業年度は3月）以上の延長月数の指定を受けたい場合		その月数（ 2 ）						
(3) 2月（連結事業年度は3月）以上の延長月数の指定を受けている法人								
<input type="checkbox"/> 延長月数の指定の取消しを受け、1月（連結事業年度は2月）延長としたい場合		取消し前の月数（ ）						
<input type="checkbox"/> 2月（連結事業年度は3月）以上の範囲内で延長月数の指定を受けている月数を 変更したい場合		変更前の月数（ ） 変更後の月数（ ）						
各事業年度若しくは各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内 （延長月数の指定を受けようとする場合には事業年度終了の日の翌日 から3月以内又は連結事業年度終了の日の翌日から4月以内）に各事 業年度若しくは各連結事業年度の決算についての定時総会が招集さ れない、又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額 及び法人税の額の計算を了することができない理由		根拠条文	<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）又は同法第81条の24第1項					
株主・投資家との対話期間の確保のため、議決権の基準日を4月30日、			<input checked="" type="checkbox"/> 法人税法第75条の2第1項第1号（同法第144条の8において準用する場合を含む。）又は同法第81条の24第1項第1号					
定時株主総会の招集時期を7月とする定款の変更を行ったため。			<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の2第1項第2号（同法第144条の8において準用する場合を含む。）又は同法第81条の24第1項第2号					
			<input checked="" type="checkbox"/> 法人税法第75条の2第2項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）又は同法第81条の24第2項					
その他の参考事項		書添類等付	① 定款等の写し ② その他					
税 理 士 署 名 押 印								
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	入力	名簿等	通信日付印	確認印
	回付先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署		<input type="checkbox"/> 子署 → 調査課			年 月 日	

申告期限の1月延長の適用を受けているので、「2月（連結事業年度は3月）以上の延長月数の指定を受けたい場合」の□にレ印を付します。

定時株主総会を7月に招集することとしているので、指定を受けたい月数「2」を（ ）内に記載します。

申告期限の1月延長の適用を受けている法人が延長月数の指定を受けることとなるので、「法人税法第75条の2第2項」の□にレ印を付します。
 加えて、定款の定めにより定時株主総会が事業年度終了の日の翌日から3月以内に招集されない常況にあるので、「法人税法第75条の2第1項第1号」の□にもレ印を付します。

定款の定めによる申請であり、定款の写しの添付が必要となるので、「定款等の写し」の番号「1」を○で囲みます。

定款変更をした理由、定款の変更内容、事業年度終了の日の翌日から3月以内に定時株主総会が招集されない常況にあると判断できる内容等、今後、各事業年度終了の日の翌日から3月以内に定時株主総会が招集されないこととなった理由について簡明に記載します。

29.04改正

【事例2】 定時株主総会の招集時期を議決権の基準日から3月以内とする場合

法人名：株式会社B（上場会社）

資本金：10億円

決算日：3月末日（年1回）

申告期限：6月末日（申告期限の1月延長の適用有）

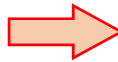
当社（株式会社B）は、株主・投資家との対話期間の確保のため、平成29年6月に開催した定時株主総会において、定款の定めを次のとおり変更した。これに伴い、定時株主総会の招集時期を8月とする旨を決定(注)したことから、決算日（事業年度終了の日）の翌日から3月以内に定時株主総会を招集できない常況にあるため、確定申告書の提出期限を8月末日に延長する申請を行うことを予定している。

(注) 定時株主総会の招集時期を8月としたことについては、株主総会参考書類における定款変更議案の「提案の理由」及びコーポレートガバナンス報告書の「集中日を回避した株主総会の設定」欄において明らかにしている。

〈定款の定め〉

《変更前》

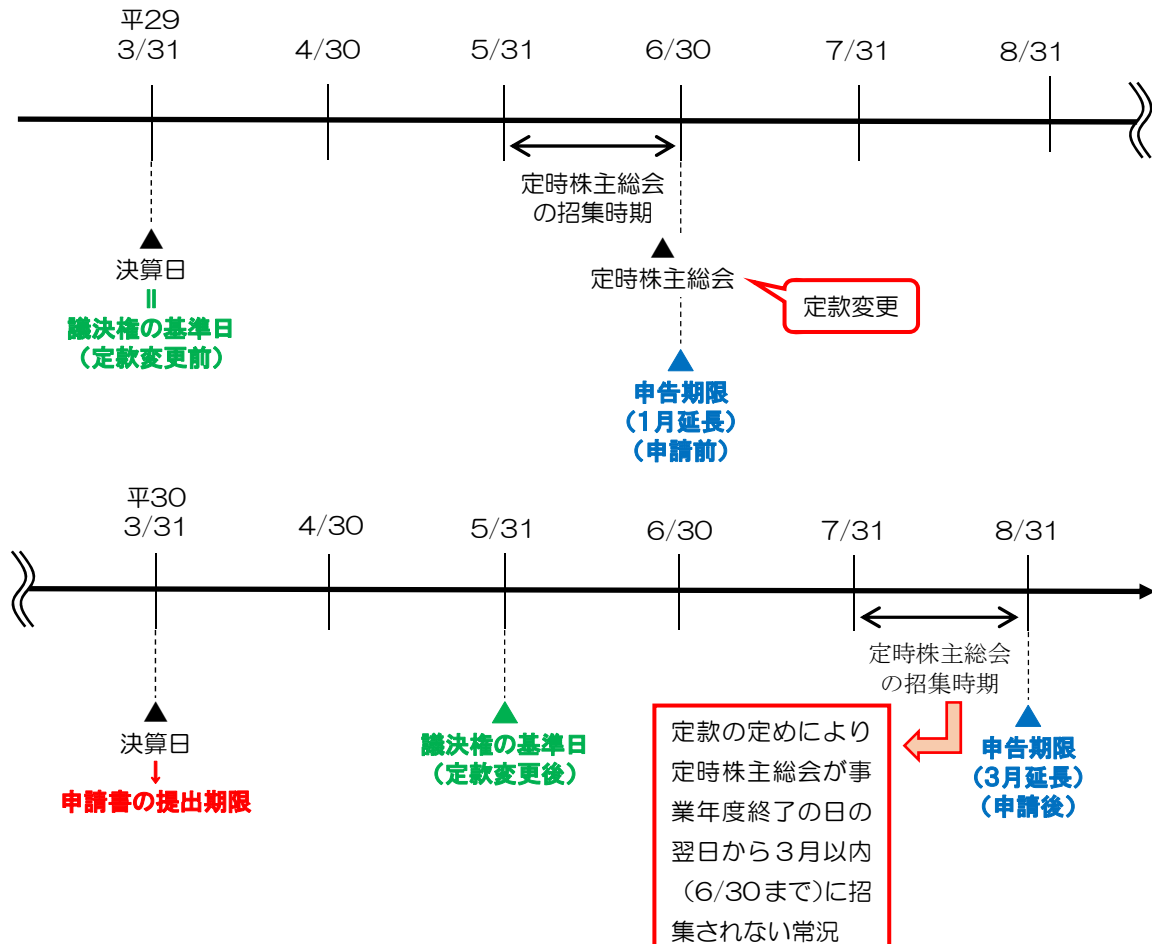
議決権の基準日：3月末日（決算日）
定時株主総会の招集時期：6月



《変更後》

議決権の基準日：5月末日
定時株主総会の招集時期：議決権の基準日から3月以内

〈イメージ図〉



【申請書の記載例（事例2）】

申告期限の延長の特例の申請書

※整理番号 ※連結グループ整理番号		〒×××-×××× 東京都〇〇区〇〇						
		電話(×××) ×××× - ××××						
平成〇年〇月〇日 〇〇 税務署長殿	<input type="checkbox"/> (フリガナ) 単連体結法親人法人	カブシキガイシャ ビー 株式会社 B						
	法人番号	1 2 3 4 5 1 2 3 4 1 2 3 4						
	(フリガナ)	〇〇〇〇						
	代表者氏名	〇〇〇〇	㊟					
	代表者住所	〒×××-×××× 東京都〇〇区△△						
	事業種目	〇〇〇〇	業					
自平成29年 4月 1日 <input checked="" type="checkbox"/> 事業年度から法人税の確定申告書 至平成30年 3月31日 <input type="checkbox"/> 連結事業年度から法人税の連結確定申告書		の提出期限の延長をし、延長月数の 指定若しくは指定の取消しを受け又は延長月数の変更をしたいので申請します。 記						
申告期限延長期間	(1) 申告期限が延長されていない法人 <input type="checkbox"/> 申告期限を1月(連結事業年度は2月)延長したい場合 <input type="checkbox"/> 申告期限の延長及び2月(連結事業年度は3月)以上の延長月数の指定を受けたい場合 その月数()							
	(2) 申告期限が1月(連結事業年度は2月)延長されている法人 <input checked="" type="checkbox"/> 2月(連結事業年度は3月)以上の延長月数の指定を受けたい場合 その月数(3)							
	(3) 2月(連結事業年度は3月)以上の延長月数の指定を受けている法人 <input type="checkbox"/> 延長月数の指定の取消しを受け、1月(連結事業年度は2月)延長をしたい場合 取消し前の月数() <input type="checkbox"/> 2月(連結事業年度は3月)以上の範囲内で延長月数の指定を受けている月数を 変更したい場合 変更前の月数() 変更後の月数()							
各事業年度若しくは各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内 (延長月数の指定を受けようとする場合には事業年度終了の日の翌日 から3月以内又は連結事業年度終了の日の翌日から4月以内)に各事 業年度若しくは各連結事業年度の決算についての定時総会が招集さ れない、又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額 及び法人税の額の計算を了することができない理由		根拠条文 <input type="checkbox"/> 法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)又は同法第81条の24第1項 <input checked="" type="checkbox"/> 法人税法第75条の2第1項第1号(同法第144条の8において準用する場合を含む。)又は同法第81条の24第1項第1号 <input type="checkbox"/> 法人税法第75条の2第1項第2号(同法第144条の8において準用する場合を含む。)又は同法第81条の24第1項第2号 <input checked="" type="checkbox"/> 法人税法第75条の2第2項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)又は同法第81条の24第2項						
株主・投資家との対話期間の確保のため、議決権の基準日を5月31日、								
定時株主総会の招集時期を議決権の基準日から3月以内とする定款の変更								
を行い、今後、定時株主総会の招集時期を8月としたため。								
その他の参考事項		書添類等付 ① 定款等の写し ② その他 { 株主総会参考書類 }						
税理士署名押印		㊟						
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	入力	名簿等	通信日付印	確認印
	回付先	<input type="checkbox"/> 親署→子署	<input type="checkbox"/> 子署→調査課				年月日	

申告期限の1月延長の適用を受けているので、「2月(連結事業年度は3月)以上の延長月数の指定を受けたい場合」の□にレ印を付します。

定時株主総会を8月に招集することとしているので、指定を受けたい月数「3」を()内に記載します。

申告期限の1月延長の適用を受けている法人が延長月数の指定を受けることとなるので、「法人税法第75条の2第2項」の□にレ印を付します。
 加えて、定款の定めにより定時株主総会が事業年度終了の日の翌日から3月以内に招集されない常況にあるので、「法人税法第75条の2第1項第1号」の□にレ印を付します。

定款の定めによる申請であり、定款の写しの添付が必要となるので、「定款等の写し」の番号「1」を○で囲みます。

29.04 改正

定款変更をした理由、定款の変更内容、事業年度終了の日の翌日から3月以内に定時株主総会が招集されない常況にあると判断できる内容等、今後、各事業年度終了の日の翌日から3月以内に定時株主総会が招集されないこととなった理由について簡明に記載します。

定款の定めからは延長する月数の指定ができないため、定時株主総会の招集時期を確認できる書類の添付が必要となるので、「その他」の番号「2」を○で囲み、[]内に定時株主総会の招集時期が確認できる書類の名称を記載します。
 本事例においては、定時株主総会における定款変更議案の「提案の理由」として8月に定時株主総会を招集することが記載された『株主総会参考書類』、「集中日を回避した株主総会の設定」欄に8月に定時株主総会を招集することが記載された『コーポレートガバナンス報告書』のいずれかを記載します。